

第6期決算公告

貸借対照表

平成 24 年 3 月 31 日 現在

楽天投信投資顧問株式会社

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
【 流 動 資 産 】	123,041	【 流 動 負 債 】	37,265
現 金 ・ 預 金	81,618	預 り 金	1,649
前 払 費 用	527	未 払 金	2,000
未 収 委 託 者 報 酬	31,203	未 払 費 用	24,677
未 収 運 用 受 託 報 酬	1,205	未 払 法 人 税 等	2,229
未 収 収 益	3,151	未 払 消 費 税 等	4,063
立 替 金	5,333	リ ー ス 債 務	441
そ の 他	2	賞 与 引 当 金	2,204
【 固 定 資 産 】	62,424	【 固 定 負 債 】	453
【 有 形 固 定 資 産 】	9,911	繰 延 税 金 負 債	12
建 物	7,232	リ ー ス 債 務	441
器 具 備 品	2,679	負 債 合 計	37,718
【 無 形 固 定 資 産 】	690	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	690	【 株 主 資 本 】	147,725
【 投 資 そ の 他 の 資 産 】	51,823	【 資 本 金 】	150,000
投 資 有 価 証 券	50,035	【 資 本 剰 余 金 】	629,716
長 期 前 払 費 用	1,788	資 本 準 備 金	400,000
		そ の 他 資 本 剰 余 金	229,716
		【 利 益 剰 余 金 】	△ 631,990
		【 そ の 他 利 益 剰 余 金 】	△ 631,990
		繰 越 利 益 剰 余 金	△ 631,990
		【 評 価 ・ 換 算 差 額 等 】	22
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	22
		純 資 産 合 計	147,748
資 産 合 計	185,466	負 債 ・ 純 資 産 合 計	185,466

《 個別注記表 》

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

◇その他の有価証券

時価のあるもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

建物 10～18年

器具備品 3～20年

また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。

(会計上の見積りの変更と区分する事が困難な会計方針の変更)

当社は、有形固定資産の償却方法につきまして、従来、定率法によっておりましたが、当事業年度から将来にわたり定額法に変更しております。

この変更は、親会社である楽天株式会社が有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法に変更することに伴い、親子会社間の会計処理を統一するため、また、当社の保有資産を見直した結果、一定期間安定的に使用される資産が大部分を占めており、減価償却費の期間配分を平準化できる定額法がより経営の実態を適切に表していると判断したことから、変更したものであります。

この変更により損益への影響は、従前の方法によった場合と比べ、当事業年度の減価償却費が1,024千円減少し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失がそれぞれ1,024千円減少しております。

② リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

③ 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

④ 長期前払費用

定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

② 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【追加情報】

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。